

公立大学法人名古屋市立大学第四期中期目標の変更について

1 変更の趣旨

令和 7 年 4 月にデータサイエンス研究科の設置、医学部等における学科再編及び総合リハビリテーションセンター附属病院の大学病院化が予定されていることから、所要の変更を行う必要がある。

2 変更時期

令和 7 年 4 月

3 中期目標の変更内容

別紙「公立大学法人名古屋市立大学第四期中期目標 新旧対照表（素案）」のとおり

4 今後のスケジュール（想定）

日 付	内 容
令和 6 年 9 月 5 日（木）	第四回評価委員会において、中期目標変更に対する意見書を作成
1 1 月中	1 1 月定例会において中期目標変更を議決

※リハビリテーションセンター附属病院（仮称）の名称は、学内公募後に決定

【参照条文】「地方独立行政法人法（抜すい）」

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 （略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

公立大学法人名古屋市立大学第四期中期目標 新旧対照表（素案）

※下線部は変更箇所を示す。

現 行		変 更 案	
別表		別表	
学部	医学部 薬学部 経済学部 人文社会学部 芸術工学部 <u>看護学部</u> 総合生命理学部 データサイエンス学部	学部	医学部 薬学部 経済学部 人文社会学部 芸術工学部 総合生命理学部 データサイエンス学部
研究科	医学研究科 薬学研究科 経済学研究科 人間文化研究科 芸術工学研究科 看護学研究科 理学研究科	研究科	医学研究科 薬学研究科 経済学研究科 人間文化研究科 芸術工学研究科 看護学研究科 理学研究科 <u>データサイエンス研究科</u>
附属病院	名古屋市立大学医学部附属病院 名古屋市立大学医学部附属東部医療センター 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター 名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院 名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院	附属病院	名古屋市立大学医学部附属病院 名古屋市立大学医学部附属東部医療センター 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター 名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院 名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院 <u>名古屋市立大学医学部附属リハビリテーション センター附属病院（仮称）</u>
附属施設	総合情報センター 高等教育院	附属施設	総合情報センター 高等教育院